

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【政策局WomanW
i | | 推進室】 3
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づく
り部地域振興課】 4
- 指定納付受託者の指定【環境局循環社会推進部業務課】 5

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【財政・変革局税務部税制課
】 6

◇ 交 通 局

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2件）【交通局運輸
サービス課】 9

◇ 区選挙管理委員会

- 北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の当選【小倉北区選挙管理委
員会事務局】 11
- 北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【小倉北
区選挙管理委員会事務局】 12
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の当選【小倉南区選挙管理委
員会事務局】 13
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【小倉南
区選挙管理委員会事務局】 14
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の当選【八幡東区選挙管理委
員会事務局】 15
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【八幡東
区選挙管理委員会事務局】 16

- 北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の当選【八幡西区選挙管理委員会事務局】 17
- 北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定【八幡西区選挙管理委員会事務局】 18

北九州市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立男女共同参画センターにおける使用料、賃借料及び物品売払代金の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月9日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
公益財団法人 アジア女性交 流・研究フォー ラム	北九州市小倉 北区大手町1 1番4号	令和8年4 月1日	令和8年4 月1日	令和8年4月 1日から令和 9年3月31 日まで

北九州市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和8年4月9日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

上横代自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	白山康夫	北九州市小倉南区大字横代114番地 2
変更後	松尾良彦	北九州市小倉南区大字横代338番地 3

3 変更年月日

令和7年4月1日

北九州市告示第141号

一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月9日

北九州市長 武内和久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
GMOペイメント ゲートウェイ株式 会社	東京都渋谷区道玄 坂一丁目2番3号	令和8年4月1 日	令和8年4月1日 から令和9年3月 31日まで

北九州市公告第 253 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 9 日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

市税及び税外債権関連業務委託 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 12 年 9 月 30 日まで

(4) 履行場所 北九州市が指定する場所

(5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので提案に係る技術等に関する提案書及び入札書（内訳書を含む。）（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 郵便による入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、特定調達契約に係る競争参加資格確認申請書の提出、特定調達契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の発行、総合評価のための書類の提出及び落札通知書の発行を郵便（書留郵便に限る。）により行う。

(2) その他郵便による入札については、入札説明書によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する

る規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げたいうえで、令和8年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 総合評価のための書類の提出場所等

（1） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局税務部税制課

イ 期間 この公告の日から令和8年5月7日（日曜日等を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで

（2） 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間（電話により連絡する場合にあっては、正午から午後1時までを除く。）に北九州市財政・変革局税務部税制課に連絡すること。

（3） 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

（4） 特定調達契約に係る競争参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所 第1号アの場所

イ 提出期限 令和8年5月7日午後5時までに必着のこと。

（5） 総合評価のための書類の提出

第1号アの場所に書留郵便により、令和8年5月21日午後5時までに必着のこと。

（6） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎6階63会議室

イ 開札日時 令和8年5月22日午前10時

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 物品等供給契約に係る総合評価落札方式実施要領第3条及び第4条に定めるとおり、入札金額と総合評価のための書類をもって申込みをさせ、総合評価を行い、総合評価の得点の最も高いものを落札者とする。
 - イ 総合評価の方法は、加算方式とする。
 - ウ 詳しくは入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
 - 北九州市財政・変革局税務部税制課
 - 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
 - 電話 093-582-2030

7 Summary

- (1) Entrustment of the work related to city tax and non-tax debt, 1 set
- (2) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., May 21, 2026
- (3) For further information, please contact:
Tax System Division, Taxation Department, Finance and Municipal Transformation Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2030

北九州市交通局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、特殊旅客運賃の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月9日

北九州市交通局長 中 島 尚

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
ジョルダン株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市交通局告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、定期旅客運賃の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 9 日

北九州市交通局長 中 島 尚

指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社西 鉄チケット サービス	福岡市中央区薬 院三丁目 16 番 26 号	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第17号

令和8年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和8年4月9日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 奥村祥子

住所 北九州市小倉北区大手町13番45-303号

氏名 奥村祥子

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第18号

北九州市小倉北区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した
。

令和8年4月9日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 奥村祥子

住所 北九州市小倉北区泉台三丁目3番1-409号

氏名 富田孝廣

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第19号

令和8年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和8年4月9日

北九州市小倉南区選挙管理委員会

委員長 榑野賢剛

住所 北九州市小倉南区大字新道寺755番地

氏名 榑野賢剛

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第20号

北九州市小倉南区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した。
。

令和8年4月9日

北九州市小倉南区選挙管理委員会

委員長 榑野賢剛

住所 北九州市小倉南区志井鷹羽台15番29号

氏名 木下幸子

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第19号

令和8年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和8年4月9日

北九州市八幡東区選挙管理委員会

委員長 伊藤 一 義

住所 北九州市八幡東区川淵町3番28号

氏名 伊藤 一 義

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第20号

北九州市八幡東区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した
。

令和8年4月9日

北九州市八幡東区選挙管理委員会

委員長 伊藤 一 義

住所 北九州市八幡東区大蔵二丁目17番1-305号

氏名 古 田 直 子

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第17号

令和8年4月1日開催の選挙管理委員会において選挙を行った結果、北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長に、次の者が当選した。

令和8年4月9日

北九州市八幡西区選挙管理委員会

委員長 池 本 綾 女

住所 北九州市八幡西区西神原町4番19-1号

氏名 池 本 綾 女

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第18号

北九州市八幡西区選挙管理委員会委員長の職務代理者に、次の者を指定した
。

令和8年4月9日

北九州市八幡西区選挙管理委員会

委員長 池 本 綾 女

住所 北九州市八幡西区穴生一丁目15番1-605号

氏名 山 本 眞 智 子